

## 決 議

本年3月に発生した東日本大震災、長野県北部の地震から7ヶ月が経過したが、いまだに多くの住民が仮設住宅や避難先において不自由な生活を余儀なくされている。特に、福島第一原子力発電所の事故により「警戒区域」や「計画的避難区域」とされた地域の方々は、終わりの見えない放射能による汚染の中で、いつ<sup>ききょう</sup>帰郷できるのかという<sup>しょうそうかん</sup>焦燥感と不安感に打ちひしがれている。

政府は、7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、その冒頭<sup>ぼうとう</sup>において、東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となると<sup>き</sup>記している。

このことは、震災からの復興に限らず、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという、地方自治・地方分権の基本である。しかしながら、被災した地域においては、役場機能そのものがよそへ移転しているところもあり、我々長野県の町村長は被災町村の復興に対して、今後もできる限りの支援と協力<sup>お</sup>を惜しまない所存である。

今回の大震災を契機として、私たち自身も、今までの想定を超えた事態に対応できるよう、災害に強い安全・安心のまちづくり、自然エネルギーの活用、地域における支えあいの仕組みなど、多くのものを見直す必要性を感じている。

このように町村の行財政基盤の強化が求められる状況において、今後具体化される市町村への一括交付金や、社会保障と税の一体改革が地方分権の推進に<sup>しん</sup>真に<sup>がっち</sup>合致しているのかどうか注視するとともに、「国と地方の協議の場」に町村の意見を訴えていく必要がある。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、県内町村が将来にわたり住民の期待に応えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

## 記

- <sup>ひと</sup>1つ 原子力災害に対する国の防災基本計画の見直しに当たっては、住民の避難、警戒区域の設定、環境調査の実施などが町村において適切に行われるよう具体的な計画を策定すること
- <sup>ひと</sup>1つ 一括交付金については、町村において必要な事業が計画的に実施できるよう配慮するとともに、地域間格差が拡大しないよう、財政力の弱い町村に手厚く配分すること
- 1つ 「<sup>しきゅうけい</sup>子宮頸がんワクチン」等が定期接種化されると交付税措置の対象となるが、接種対象者が平準化されるまでは、交付税措置額と町村の実費負担額にかい離が生じるため、実態に即した財源措置を講じること
- 1つ 小水力発電や太陽光発電、<sup>せつびょうれいねつ</sup>雪氷冷熱や温泉熱を利用した再生可能エネルギーの活用・推進を図るため、町村に対する技術的、財政的な支援措置を講じること
- 1つ 有害鳥獣の駆除や被害防止のための取組は、県境を越えた広域的な対応が求められることから、平成24年度以降も防護柵設置に係る予算を確保すること
- 1つ 災害時における緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送路に指定されている道路及び指定区間に面する建築物の耐震化を促進すること

以上決議する。

平成23年10月20日

長野県町村会第13回定期総会